ロ　当該請求を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ　当該決定に係る予防接種を受けた者又はその保護者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ニ　当該決定に係る予防接種を受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

ハ・ニ　［略］

二　身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報

イ　［略］

ロ　当該サービスが提供される身体障害者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第一項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

ハ・ニ　［略］

ロ　住民票に記載された住民票関係情報

二　予防接種法第二十八条の実費の徴収の決定に関する事務　次に掲げる情報

［号の細分を加える。］

イ　当該決定に係る予防接種を受けた者若しくは当該者の保護者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　当該決定に係る者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十四条　法別表第二の二十の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　身体障害者福祉法第十八条第一項の障害福祉サービスの提供に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

二　身体障害者福祉法第十八条第二項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務　次に掲げる情報

イ　［同上］

［号の細分を加える。］

ロ・ハ　［同上］

三　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

ロ　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

ハ　当該費用の徴収に係る身体障害者、当該身体障害者と同一の世帯に属する者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

ニ　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第十六条　法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）、当該措置入院者の扶養義務者又はこれらの者と生計を一にする子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。）に係る市町村民税に関する情報

三　身体障害者福祉法第三十八条第一項の費用の徴収に関する事務　当該費用の徴収に係る身体障害者又は当該身体障害者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

イ　生活保護実施関係情報

ロ　中国残留邦人等支援給付実施関係情報

［号の細分を加える。］

ハ　住民票に記載された住民票関係情報

第十六条　法別表第二の二十三の項の主務省令で定める事務は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十一条の費用の徴収に関する事務とし、同項の主務省令で定める情報は、同法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者（以下この条及び次条において「措置入院者」という。）、当該措置入院者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報とする。

［号を加える。］